



発行 新潟県

第30号

平成27年4月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 656 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 657 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 658 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 659 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 660 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 661 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 662 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 663 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 664 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 665 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 666 平成27年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 667 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 668 公共測量の終了通知（監理課）
- 669 公共測量の終了通知（監理課）
- 670 公共測量の終了通知（監理課）
- 671 道路の区域変更（道路管理課）
- 672 道路の区域変更（道路管理課）
- 673 道路の供用開始（道路管理課）
- 674 道路の区域変更（道路管理課）
- 675 道路の供用開始（道路管理課）
- 676 道路の区域変更（道路管理課）
- 677 道路の供用開始（道路管理課）
- 678 道路の区域変更（道路管理課）
- 679 道路の供用開始（道路管理課）
- 680 道路の区域変更（道路管理課）
- 681 道路の供用開始（道路管理課）
- 682 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

企業局管理規程

- 5 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

公安委員会告示

- 37 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）

正 誤

- 平成27年4月7日付け県報第27号公告中（商業・地場産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第656号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年 4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------|----------------------------------------------|
| 5月18日（月） | 午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで | 燕市吉田産業会館 | 燕市全域 |
| 5月19日（火） | | | |
| 5月20日（水） | | | |
| 5月21日（木） | | 燕市分水公民館 | |
| 5月22日（金） | | | |
| 5月25日（月） | | 燕市総合文化センター | |
| 5月26日（火） | | | |
| 5月27日（水） | | | |
| 5月28日（木） | | | |
| 5月29日（金） | | | |
| 6月1日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。 | 午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所 | 上記の未受検者 |
| | | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 就 任
監事 長岡市亀貝町1770番地 川瀬 佐一
就任年月日 平成27年 4月 3日

◎新潟県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

新潟県村上地域振興局長

- 1 就任
理事 岩船郡関川村大字南赤谷74番地 新野 信一
(理事長)
" " 上関1278番地5 渡辺 清
" " 下関559番地 伊藤 新一
" " 大島220番地 高橋 健一
" " 土沢628番地7 高橋 正
" " 深沢674番地 照井 次夫
" " 南中495番地 伊藤 吉栄

| | | | |
|----|---|------------|-------|
| 〃 | 〃 | 高田621番地 | 須貝 清 |
| 監事 | 〃 | 勝蔵24番地 | 船山 勝雄 |
| 〃 | 〃 | 鉾江沢396番地 2 | 駒沢 辰夫 |
| 〃 | 〃 | 上野78番地 | 秋元 和幸 |

就任年月日 平成27年 4月 1日

2 退任

| | | |
|----|-----------------|-----------------|
| 理事 | 岩船郡関川村大字南赤谷74番地 | 新野 信一 (理事長) |
| 〃 | 〃 | 上関1278番地 5 渡辺 清 |
| 〃 | 〃 | 下関559番地 伊藤 新一 |
| 〃 | 〃 | 大島220番地 高橋 健一 |
| 〃 | 〃 | 土沢628番地 7 高橋 正 |
| 〃 | 〃 | 上野34番地 小林 幸市 |
| 〃 | 〃 | 深沢710番地 小路 栄次 |
| 〃 | 〃 | 南中495番地 伊藤 吉栄 |
| 監事 | 〃 | 勝蔵24番地 船山 勝雄 |
| 〃 | 〃 | 鉾江沢122番地 駒沢 真一 |
| 〃 | 〃 | 朴坂196番地 1 佐藤 正巳 |

退任年月日 平成27年 3月31日

◎新潟県告示第659号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の大潟町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

| | | |
|----|--------------------|----------------|
| 理事 | 上越市大潟区潟田260番地 | 竹田 香苗 (理事長) |
| 〃 | 上越市大潟区土底浜1706番16 | 小山 將 |
| 〃 | 上越市頸城区下柳町172番地 | 小高 正雄 |
| 〃 | 上越市大潟区岩野古新田553番地 | 山田 金平 |
| 〃 | 上越市大潟区長崎27番地 1 | 俵木 國男 |
| 〃 | 上越市大潟米倉新田92番地 | 井部 孝一 |
| 〃 | 上越市大潟区上小船津浜157番地 2 | 大島 新一 |
| 〃 | 上越市大潟区九戸浜395番地 7 | 熊木 建次 |
| 〃 | 上越市大潟区犀潟214番地 | 渡邊 善治 |
| 〃 | 上越市大潟区下小船津浜703番地 1 | 小池 喜代一 |
| 〃 | 上越市大潟区犀潟223番地 7 | 齊京 正雄 |
| 〃 | 上越市大潟区蜘蛛ヶ池24番地 | 金澤 稔 |
| 監事 | 上越市大潟区土底浜1523番地 1 | 柳澤 松一 |
| 〃 | 上越市大潟区下小船津浜697番地 1 | 渡邊 康一 |
| 〃 | 上越市大潟区蜘蛛ヶ池1280番地 | 塚田 義彦 |
| 〃 | 上越市頸城区松橋315番地 | 久保田 春男 |

就任年月日 平成27年 4月 5日

2 退 任

| | | |
|----|------------------|----------------|
| 理事 | 上越市大潟区潟田260番地 | 竹田 香苗 (理事長) |
| 〃 | 上越市大潟区土底浜1706番16 | 小山 將 |
| 〃 | 上越市頸城区下柳町172番地 | 小高 正雄 |
| 〃 | 上越市大潟区岩野古新田553番地 | 山田 金平 |
| 〃 | 上越市大潟区長崎27番地 1 | 俵木 國男 |

| | | |
|----|-------------------|--------|
| 〃 | 上越市大潟米倉新田92番地 | 井部 孝一 |
| 〃 | 上越市大潟区上小船津浜157番地2 | 大島 新一 |
| 〃 | 上越市大潟区九戸浜395番地7 | 熊木 建次 |
| 〃 | 上越市大潟区下小船津浜703番地1 | 小池 喜代一 |
| 〃 | 上越市大潟区犀潟223番地7 | 齊京 正雄 |
| 〃 | 上越市大潟区蜘蛛ヶ池24番地 | 金澤 稔 |
| 監事 | 上越市大潟区土底浜1523番地1 | 柳澤 松一 |
| 〃 | 上越市大潟区下小船津浜697番地1 | 渡邊 康一 |
| 〃 | 上越市大潟区蜘蛛ヶ池1280番地 | 塚田 義彦 |
| 〃 | 上越市頸城区松橋315番地 | 久保田 春男 |

退任年月日 平成27年4月4日

◎新潟県告示第660号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を平成27年4月9日認可した。

平成27年4月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第661号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を平成27年4月7日認可した。

平成27年4月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第662号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合の定款の変更を平成27年4月7日認可した。

平成27年4月17日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第663号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営姥島地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年4月20日から平成27年5月21日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) この土地改良性業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良性業計画について不服があつたとしても、土地改良性業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良性業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市及び十日町市の一部を受益地域とする県営後山地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係

書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年4月20日から平成27年5月21日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
十日町市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----|------|-------------------|-------------|
| 栃尾 | 長岡市 | 農業用道路整備（基幹農道整備）事業 | 平成26年10月10日 |

◎新潟県告示第666号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画（前年度翌債分）を次のとおり定めた。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 調査を行う者の名称 | 調査区域 | 調査期間 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------|
| 魚沼市 | 魚沼市の第14-2計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区 | 平成27年4月1日から平成27年12月28日まで |
| 阿賀町 | 阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区及び第4計画区 | 平成27年4月1日から平成27年7月17日まで |
| 十日町市 | 十日町市の市街第6計画区及び市街第7計画区 | 平成27年4月1日から平成27年12月31日まで |
| 糸魚川市 | 糸魚川市の第19計画区及び第21計画区 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |

◎新潟県告示第667号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成27年1月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
宮腰配管工業
宮腰 集
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字梶屋敷400-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第11212号
- 5 処分の内容 管工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年1月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年1月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社よつば建工
涌井 智
 - 3 主たる営業所の所在地
加茂市横江10-27
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第42264号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年1月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小川建築
小川 節夫
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市西四日町1-2-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第21483号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年1月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社山芳工業
山田 芳秋
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市川内347
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第12975号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

いた井工務店

板井 秀雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区船戸山5-8-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第23266号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社一越工業

若林 紳三

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区鐘木557-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第3548号

5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

梅沢石材店

梅沢 右廣

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字野田2800

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第26659号

5 処分の内容 石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社アイ・ビー・ホーム

小林 善秋

3 主たる営業所の所在地

長岡市亀貝町443-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第17169号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社北辰工業

内田 和成

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市余川296-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第18905号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社クリエイト

小林 義勝

3 主たる営業所の所在地

十日町市丑1756

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43405号

5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

斎藤建築

斎藤 三男

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市千唐仁158

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第730号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年1月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

眞柄工業

眞柄 雅人

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区寺尾前通 1-12-12
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42998号
- 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年1月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
村上エレテック
忠 裕栄
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市下助淵2678-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44149号
 - 5 処分の内容 電気工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新成基礎産業株式会社
中川 清宜
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市美沢4-65-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第17496号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
悠久コンクリートポンプ株式会社
中川 清宜
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市十日町字狐塚1662-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第6410号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年2月2日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社総合住宅システム
星野 功
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市笹崎2-2-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39547号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社松田設備工業
松田 孝範
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市岡山町3-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-26)第587号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ユニオン
大島 新三
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字中宿659
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第25575号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
橋立建工
池亀 正敏
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字間脇838
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第25681号
 - 5 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年2月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社上越学習社
森 芳一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市西城町1-9-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40230号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
建もの工房つちだ
土田 征治
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市大曲2733-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42792号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸山建築工事店
丸山 賢二
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市稲田4-11-30
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40229号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
森田建設株式会社
富岡 利正
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市青海1135
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第11102号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び土木工事業に係る特定建設業の許可
-

の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年1月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年2月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社板垣設備

板垣 豊

3 主たる営業所の所在地

村上市天神岡384-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20628号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年2月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年2月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社J・M・I

古澤 範男

3 主たる営業所の所在地

上越市大字土橋1021-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43319号

5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、板金工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年2月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社ライフシステム

斉藤 法昭

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区稲葉1-4-7

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第23840号

5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年2月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年2月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社戸垣建設

高井 正

- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼郡湯沢町大字神立375-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39858号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大忠建設
矢能 忠雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区覚路津1469
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第12985号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社三進工業
小林 進
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大潟区蜘蛛ヶ池1717-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43431号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年2月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小山建設
小山 章喜
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大島区板山1021-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第9553号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年3月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

上原建業

上原 茂

3 主たる営業所の所在地

上越市大字富岡2474-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42470号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年3月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社湊創業

帆刈 健治

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区三百地5188-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43449号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年3月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年3月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小川組

小川 清吉

3 主たる営業所の所在地

村上市大字海老江1197-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第57号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年2月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年3月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

富菜建築

富菜 裕治

3 主たる営業所の所在地

上越市春日山町1-23-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44113号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年2月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年3月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社木菱建設
木菱 郁子
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市新堀2546-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第21097号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年3月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
鈴木組
鈴木 健治
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市村松1101-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第12603号
 - 5 処分の内容 建築工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年2月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年3月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
基建設
池田 傑
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下木戸2-4-15-16
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44143号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

◎新潟県告示第668号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
 - 2 作業期間 平成26年7月7日から平成27年3月27日まで
 - 3 作業地域 長岡市
-

◎新潟県告示第669号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市水道事業代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年 4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年 2月20日から平成27年 3月25日まで
- 3 作業地域 新発田市中央町5丁目 地内

◎新潟県告示第670号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年 4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 東谷地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年 8月25日から平成27年 3月 6日まで
- 3 作業地域 長岡市栃堀 ほか 地内

◎新潟県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|----------------|------|---------------|----------|
| 長岡市寿二丁目109番5から | 新 | 15.1～23.8メートル | 41.1メートル |
| 同市寿二丁目105番1まで | 旧 | 16.2～25.4メートル | 41.1メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道403号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|----------------|------|---------------|----------|
| 長岡市寿二丁目109番5から | 新 | 15.1～23.8メートル | 41.1メートル |
| 同市寿二丁目105番1まで | 旧 | 16.2～25.4メートル | 41.1メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道352号と重用

◎新潟県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上塩栃尾線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-------------------|------|--------------|-----------|
| 長岡市菅畑字堤返り甲116番1から | 新 | 5.3～27.2メートル | 537.8メートル |
| 同市平字車坂1455番1まで | 旧 | 5.3～12.4メートル | 548.1メートル |

◎新潟県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上塩栃尾線
- 2 供用開始の区間
長岡市菅畑字堤返り甲116番1から同市平字車坂1455番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月17日

◎新潟県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東谷塚野山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------------------|------|--------------|-----------|
| 長岡市東谷字境3321番1から | 新 | 5.5～15.2メートル | 154.3メートル |
| 同市東谷字石奈田1588番1まで | 旧 | 5.5～19.6メートル | 159.1メートル |

◎新潟県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 東谷塚野山線
- 2 供用開始の区間

長岡市東谷字境3321番1から同市東谷字石奈田1558番1まで

3 供用開始の期日 平成27年4月17日

◎新潟県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|------|---------------|----------|
| 南魚沼市小栗山字入山2910番3から | 新 | 16.0～35.4メートル | 65.8メートル |
| 同市小栗山字入山2910番3まで | 旧 | 16.0～35.4メートル | 65.7メートル |

◎新潟県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市小栗山字入山2910番3から同市小栗山字入山2910番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月17日

◎新潟県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|------|---------------|----------|
| 南魚沼市小栗山字入山2910番3から | 新 | 10.6～31.0メートル | 94.8メートル |
| 同市小栗山字入山2910番3まで | 旧 | 10.6～21.5メートル | 94.8メートル |

◎新潟県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市小栗山字入山2910番3から同市小栗山字入山2910番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月17日

◎新潟県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢上越妙高停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|-----------------------|------|--------------|----------|
| 上越市板倉区久々野字二反田2748番1から | 新 | 6.2～13.6メートル | 76.1メートル |
| 同市板倉区久々野字塚田1805番まで | 旧 | 8.5～5.0メートル | 76.8メートル |

◎新潟県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上小沢上越妙高停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市板倉区久々野字二反田2748番1から同市板倉区久々野字塚田1805番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月17日

◎新潟県告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成27年4月17日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画道路
 - (2) 名称 3・3・2号 長岡バイパス
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
長岡市古正寺町字中割の一部
 - (2) 削除する部分
なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成27年4月17日
至 平成27年5月1日

(2) 場所

- ア 長岡市沖田2丁目173番地2 (〒940-8567)
長岡地域振興局地域整備部庶務課
- イ 長岡市大手通2丁目2番地6 (〒940-0062)
長岡市土木部土木政策調整課
- ウ 長岡市大手通1丁目4番地10 (〒940-8501)
長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟1階 情報ラウンジ

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、天吊り式モニター用懸垂アームについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年4月17日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
天吊り式モニター用懸垂アーム 5式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年9月15日(火)
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

平成27年4月24日(金) 午前11時00分

4 入札の日時及び場所

平成27年4月28日(火) 午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全自動免疫測定装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年4月17日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

全自動免疫測定装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日(日)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院 臨床検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2517
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年4月23日(木)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成27年4月28日(火)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月17日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(契約保証金)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予算執行職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付するものとする。<u>ただし、物件を売り払う場合においては、契約者の申出により売払代金に充当することができるものとする。</u></p> <p>(入札参加等の申込み)</p> <p>第170条 建設工事の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議（<u>施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定による随意契約の協議に限る。第176条の3において同じ。</u>）に参加しようとする者は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「県財務規則」という。）第77条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。</p> | <p>(契約保証金)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予算執行職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>物品</u>を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付するものとする。</p> <p>(入札参加等の申込み)</p> <p>第170条 建設工事の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議に参加しようとする者は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「県財務規則」という。）第77条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。</p> |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

平成27年4月17日

新潟県公安委員会

委員長 小 川 和 明

| 氏 名 | 連 絡 先 | 活 動 区 域 | 委 嘱 期 間 |
|----------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| 市村 幸雄 小池 光祐 | 新潟東警察署生活安全課 | 新潟東警察署の管轄区域 | 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで |

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--|
| 塩田 美幸 高橋 利幸 真野 恵 丸山 和幸 増井 智子 丸山 保 柿原 恵美子 大宮 一真 大竹 美江 星野 喜代江 | | | |
| 江口 孝子 柴田 歳子 倉田 みどり 池 永子 堀川 昭 井上 匡代 高橋 誠一 阿部 ヒサ子 片桐 一 小島 良子 佐藤 勇 | 新潟中央警察署生活安全課 | 新潟中央警察署の管轄区域 | |
| 青木 美奈子 丸山 文雄 檜山 峰子 | 新潟西警察署生活安全課 | 新潟西警察署の管轄区域 | |
| 笠原 由美子 高橋 光行 | 新潟北警察署生活安全課 | 新潟北警察署の管轄区域 | |
| 安達 勝間 金子 俊文 皆川 美枝 高橋 宏行 曾我 明 笠原 恭子 | 新発田警察署生活安全課 | 新発田警察署の管轄区域 | |
| 細野 清子 丹羽 正玄 飯島 剛志 稲垣 晴一 | 村上警察署生活安全課 | 村上警察署の管轄区域 | |
| 小山 勝博 酒井 成樹 | 阿賀野警察署生活安全課 | 阿賀野警察署の管轄区域 | |
| 押味 敏昭 市嶋 範恵 | 秋葉警察署生活安全課 | 秋葉警察署の管轄区域 | |
| 幸田 昇 藤井 キヨ子 佐藤 勝昭 白井 佳世子 川上 力 高野 博子 | 三条警察署生活安全課 | 三条警察署の管轄区域 | |
| 小川 廣美 菅原 恵美子 | 燕警察署生活安全課 | 燕警察署の管轄区域 | |
| 梶原 節子 内藤 博子 | 長岡警察署生活安全課 | 長岡警察署の管轄区域 | |

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|--|
| 諸橋 陽一 樋熊 憲子 田中 二三雄 佐藤 茂 武見 正廣 長谷川 真 中村 公哉 鷺尾 達雄 吉野 輝昭 | | | |
| 高橋 延次 羽吹 忍 | 南魚沼警察署生活安全課 | 南魚沼警察署の管轄区域 | |
| 高橋 美雪 樋口 孝夫 | 十日町警察署生活安全課 | 十日町警察署の管轄区域 | |
| 松村 昌明 石田 正巳 桑山 浩 本田 留美子 太田 栄 田中 雅人 | 柏崎警察署生活安全課 | 柏崎警察署の管轄区域 | |
| 佐藤 文雄 清水 善子 岸波 敏夫 竹原 寛 玉虫 秀子 白田 厚 風間 寿春 齊藤 宰 高橋 幸夫 太田 ヤヨ子 小川 幸喜 | 上越警察署生活安全課 | 上越警察署の管轄区域 | |
| 清水 佐夜子 古川 源三 大澤 実 金子 智一 | 妙高警察署生活安全課 | 妙高警察署の管轄区域 | |
| 猪又 勝代 陶山 治 島田 敏彦 水嶋 聡 | 糸魚川警察署生活安全課 | 糸魚川警察署の管轄区域 | |

正 誤

平成27年4月7日付け新潟県公告（大規模小売店舗の新設）中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-------|------------|
| 17 | 37 | 商業振興課 | 商業・地場産業振興課 |